

標題

決議 MSC.201(81)による幼児用及び体格の大きな人用救命胴衣に関する要件について

# ClassNK

## テクニカル インフォメーション

No. TEC-0818  
発行日 2010年6月30日

各位

IMO 第 81 回海上安全委員会(MSC)にて、決議 MSC.201(81)により SOLAS 条約第 III 章第 7 規則 2 が改正され、下記の救命胴衣の搭載が要求されます。改正による搭載個数及び検査時期等に関しまして、添付の通りとなりますのでお知らせ致します。

なお弊会では、SOLAS 第 III 章第 1 規則 1「この章の規定は、別段の明文がない限り 1998 年 7 月 1 日以後にキールが据え付けられる船舶又はこれと同等の建造段階にある船舶に適用する。」により、当該改正を上記船舶に適用します。

1. 幼児用救命胴衣(幼児:体重 15kg 未満、身長 100cm 未満)
2. 体格の大きな人用救命胴衣(140kg までの体重かつ 1,750mm までの胸囲の人が着用できるように設計されている救命胴衣、以後「大型者用救命胴衣」と言う)

また既に搭載されている、及び新たに搭載される救命胴衣において、大型者が着用できるように設計されているか否かについては、製造者にお問い合わせ下さい。

さらに 2010 年 7 月 1 日以降に新たに搭載される救命胴衣に関しましては、決議 MSC.207(81)により改正された LSA コード第 II 章 2.2 に適合したものを搭載する必要があることも併せてお知らせ致します。

(次頁に続く)

#### NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: [www.classnk.or.jp](http://www.classnk.or.jp))においてご覧いただけます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

検査に関する問い合わせ

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 検査技術部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2027 / 2028

Fax: 03-5226-2029

E-mail: svd@classnk.or.jp

搭載個数に関する問い合わせ

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp

添付:

1. 救命胴衣の搭載個数及び検査時期

表 1. 幼児用救命胴衣 (SOLAS 条約第三章 7 規則 2.1.1 及び 2.1.2)

船種	船籍国	適用船舶			検査時期
		現存船		新造船	
		1998年7月1日より前に起工の船舶	1998年7月1日以降 2010年7月1日より前に起工の船舶	2010年7月1日以降起工の船舶	
旅客船	外国籍*	航行時間が 24 時間未満の船舶：少なくとも旅客定員の 2.5% 航行時間が 24 時間以上の船舶：乗船している幼児の数と同数			2010年7月1日以降の最初の定期的 SE 検査に実施（臨時検査を除く）

\* 各国政府又は主管庁の特別要件につきましては、発行され次第別途テクニカルインフォメーションによりお知らせ致します。

表 2. 大型者用救命胴衣 (SOLAS 条約第三章 7 規則 2.1.5)

船種	船籍国	適用船舶			検査時期
		現存船		新造船	
		1998年7月1日より前に起工の船舶	1998年7月1日以降 2010年7月1日より前に起工の船舶	2010年7月1日以降起工の船舶	
貨物船	外国籍*	—	乗船している大型者の数と同数**		2010年7月1日以降の最初の定期的 SE 検査に実施（臨時検査を除く）
	日本籍	乗船している大型者の数と同数**			
旅客船	外国籍*	乗船している大型者の数と同数**			

\* 各国政府又は主管庁の特別要件につきましては、発行され次第別途テクニカルインフォメーションによりお知らせ致します。

\*\* 該当する体格の人が乗船しない場合は、船主がその個数を決めることができる。